

8. 税制改正の概要と市税収入及び税連動交付金等への影響

(単位 千円)

	概 要	改正年度	影響額(調定額ベース)																			
			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)																	
個人市民税	基礎控除及び給与所得控除の見直し 令和3年度(2021年度)から (1)基礎控除 ・現行、33万円となっている控除額が10万円引き上げられるとともに、合計所得金額2,400万円を超える人の控除額が適減される。 (2)給与所得控除 ・控除額が一律10万円引き下げられる。 ・現行、年収1,000万円を超える人に適用される控除額の上限220万円が年収850万円を超える人に適用されるとともに、控除額の上限が195万円に引き下げられる。 子育て、介護世帯には負担増にならない措置がとられる。 (3)公的年金等控除 ・控除額が一律10万円引き下げられる。 ・公的年金収入で1,000万円を超える人の控除額の上限が195.5万円となる。 ・年金以外の所得について、合計所得金額1,000万円超2,000万円以下の人の控除額が10万円、2,000万円を超える人の控除額が20万円それぞれ引き下げられる。	平成30年度 (2018)	-	138,000	138,000																	
	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し 令和3年度(2021年度)から (1)未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除が適用される(控除額30万円)。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様となる。 (2)未婚のひとり親の人的非課税措置の見直し 未婚のひとり親(前年の合計所得金額135万円を超える場合は除く。)が個人住民税の非課税措置の対象に加えられる。 (3)寡婦(夫)控除の見直し 寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得金額500万円(年収678万円))が設定されるほか、子ありの寡夫の控除額(現行26万円)が、子ありの寡婦の控除額(30万円)と同額となる。 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、控除の対象外となる。	令和2年度 (2020)	-	1,245	1,245																	
	令和2年度 (2020)	-	1,267	1,267																		
令和2年度 (2020)	-	6,338	6,338																			
法人市民税	税率の改正 (1)法人税の基本税率の改正に伴う法人税割への影響 平成28年(2016年)4月1日以後に開始する事業年度の所得金額について、法人税(国税)の税率が引き下げられることに伴い、法人税割額が自動的に減額となる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>改正前</td> <td>28・29年度(2016・2017年度)</td> <td>30年度(2018年度)</td> </tr> <tr> <td>基本税率</td> <td>23.9</td> <td>23.4</td> <td>23.2%</td> </tr> </table> (2)地域間の税源の偏在を是正するため、法人税割の税率の改正 令和元年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度から税率が引き下げられる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>改正前</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>税率(地方税法上は制限税率)</td> <td>12.1</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>課税の特例(地方税法上は標準税率)</td> <td>9.7</td> <td>6.0%</td> </tr> </table>		改正前	28・29年度(2016・2017年度)	30年度(2018年度)	基本税率	23.9	23.4	23.2%		改正前	改正後	税率(地方税法上は制限税率)	12.1	8.4%	課税の特例(地方税法上は標準税率)	9.7	6.0%	平成28年度 (2016)	95,882	77,729	28,332
		改正前	28・29年度(2016・2017年度)	30年度(2018年度)																		
基本税率	23.9	23.4	23.2%																			
	改正前	改正後																				
税率(地方税法上は制限税率)	12.1	8.4%																				
課税の特例(地方税法上は標準税率)	9.7	6.0%																				
平成28年度 (2016)	696,855	1,387,569	1,332,745																			
軽自動車税	税率の改正 平成30年(2018年)4月1日から グリーン化特例により燃費基準達成度に応じた軽減措置(平成31年度(2019年度)まで2年延長)がとられる。 平成29・30年度(2017・2018年度)に新規取得される四輪車等に対する翌年度のみの措置 (例)軽四輪自家用乗用車 10,800 5,400円(50%軽減) 軽四輪自家用貨物車 5,000 2,500円(50%軽減) 平成31年度(2019年度)税制改正において令和3年度(2021年度)まで2年延長される。 環境性能割の新設 令和元年(2019年)10月1日から 自動車取得税の廃止に伴い、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化するため、環境性能割が導入される。 平成31年度(2019年度)税制改正では、適応当初1年間は税率1%分の軽減措置がとられ、減収分は全額国費で補填される。	平成29年度 (2017)	8,311	8,311	-																	
	平成28年度 (2016)	44,205	70,608	70,608																		
固定資産税	税率の改正 平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの3年間、生産性向上特別措置法の規定により、市が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について固定資産税が3か年0.7%からゼロに軽減される。	平成30年度 (2018)	3,217	2,387	1,772																	

概 要	改正年度	影響額(調定額ベース)		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
市たばこ税 税率の改正 紙巻たばこについて、平成30年(2018年)10月1日から令和3年(2021年)10月1日にかけて3段階で税率が改定される。 平成30年(2018年)10月1日 令和2年(2020年)10月1日 令和3年(2021年)10月1日 税率(1,000本につき) 5,692円 6,122円 6,552円 また、加熱式たばこについて、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、平成30年(2018年)10月1日から5年間かけて段階的に移行される。	平成30年度 (2018)	354,064	520,271	575,350
森林環境譲与税 譲与税の見直し 譲与税は平成31年度(2019年度)に創設 森林環境税は令和6年度(2024年度)から導入される。 森林環境税(国税)の創設に伴い、森林資源の適切な管理のため、市の森林面積に応じて交付される。個人住民税(均等割)に上乗せする形で、1人当たり年1,000円が賦課・徴収される。 また、令和6年度(2024年度)までに譲与する森林環境譲与税に地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用できるとし、予算措置を前提に、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの各年度の譲与額を見直す等の所要の措置がとられる。	平成31年度 (2019)	55,040	55,040	68,800
法人事業税 交付金の新設 令和元年(2019年)10月1日から 法人事業税の100分の5.4相当額が本市の従業者数に基づき按分交付される。 平成31年度(2019年度)税制改正では特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付率が100分の7.7に引き上げられる。	平成28年度 (2016)	372,370	744,740	744,740
地方消費税交付金 税率の改正 令和元年(2019年)10月1日から税率が改定される。 改正前 改正後 地方消費税の税率 1.7 2.2%	平成24年度 (2012)	2,533,625	2,739,122	2,739,122
環境交付金 交付金の新設 令和元年(2019年)10月1日から 自動車税環境性能割(徴税経費控除後のもの)の100分の65相当額が本市市道の延長及び面積に基づき按分交付される。 平成31年度(2019年度)税制改正では、市町村への交付率が令和3年度(2021年度)までは100分の47、令和4年度(2022年度)以降は100分の43に引き下げられる。 令和元年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)9月30日までの間に取得した自動車については、取得時の負担感を緩和させるため、環境性能割の税率が1%軽減される。なお、これに伴う交付金の減収分は、国費で補填される。	平成28年度 (2016)	255,583	306,126	280,073
自動車取得税 交付金の廃止 令和元年(2019年)10月1日の自動車取得税の廃止に伴い廃止となる。 平成26年度(2014年度)税制改正では平成27年(2015年)10月1日とされていた廃止時期は、消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置により、令和元年(2019年)10月1日に延期される。	平成26年度 (2014)	594,804	594,804	594,804